

商号又は名称	●●●●●
代表者	●●●●●
所在地	東京都大田区所在の建設業者
許可番号	●●●●●
処分内容	建設業許可の取消し (建設業法第 29 条の 2 第 1 項)
処分理由	当該会社について、建設業法第 31 条に基づく営業所調査を行ったが、営業所の所在地を確認することができなかった。そのため、建設業法第 29 条の 2 に基づき、東京都公報において営業所の所在地又は建設業者の所在が確認できない事実を公告したが、その公告の日から 30 日を経過しても申出がなかった。

商号又は名称	●●●●●
代表者	●●●●●
所在地	東京都文京区所在の建設業者
許可番号	●●●●●
処分内容	建設業許可の取消し (建設業法第 29 条の 2 第 1 項)
処分理由	当該会社について、建設業法第 31 条に基づく営業所調査を行ったが、営業所の所在地を確認することができなかった。そのため、建設業法第 29 条の 2 に基づき、東京都公報において営業所の所在地又は建設業者の所在が確認できない事実を公告したが、その公告の日から 30 日を経過しても申出がなかった。

商号又は名称	●●●●●
代表者	●●●●●
所在地	東京都足立区所在の建設業者
許可番号	●●●●●
処分内容	建設業許可の取消し (建設業法第 29 条第 1 項第 2 号)
処分理由	当該会社役員が、刑法第 204 条（傷害）の罪により、罰金 20 万円の刑が確定した。このことが、建設業法第 8 条第 11 号に規定する許可の欠格要件に該当する。